公益財団法人愛知県スポーツ協会評議員及び役員選任規程

（目的）

第１条　公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は協会定款において定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（評議員候補者の推薦）

第２条　評議員会に評議員候補者の推薦をする場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。また、加盟地域団体の推薦にかかる地区を別表のとおりとする。

(1) 加盟競技団体を母体とし、理事会で推薦する者　　１６名以内
(2) 加盟地域団体を母体とし、理事会で推薦する者　　９名以内
(3) 加盟学校団体を母体とし、理事会で推薦する者　　１名以内

（理事候補者の推薦）

第３条　理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で評議員会に推薦するものとする。また、加盟地域団体の推薦にかかる地区を別表のとおりとする。

(1) 加盟競技団体を母体とし、理事会で推薦する者　　１５名以内
(2) 加盟地域団体を母体とし、理事会で推薦する者　　１１名以内
(3) 加盟学校団体を母体とし、理事会で推薦する者　　２名以内
(4) 理事会が推薦する学識経験者　　１２名以内

（監事候補者の推薦）

第４条　監事候補者のうち２名については、愛知県市長会事務局長及び愛知県町村会事務局長の職にある者を理事会が評議員会に推薦するものとする。

（定年制度）

第５条　理事は、選任時において、その年齢が７０歳（以下「制限年齢」という。）未満でなければならない。ただし、第３条第２号及び第４号に掲げる者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年２月１５日から施行する。

別表（第２条、第３条関係）

地区名	所管する地域
西尾張	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
東尾張（愛日）	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
東尾張（知多）	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
東三河	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

なお、名古屋市については、地区に準ずる扱いとする。